

東京労働局長 土田 浩史 殿

2021年8月2日
〒152-0044
目黒区鷹番3-1-1 石田ビル 302
目黒地区労働組合協議会
議長 千葉 一郎
(tel)3719-8813

2021年 東京都最賃答申に対する異議申出書

7月21日に答申された東京都最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、28円の引上げを答申されたが、以下の理由で異議を申し立て、引き上げ額のさらなる増額を求めるものです。

- ①早期の「全国平均 1000 円」をめざすとしているが、今年でようやく全国平均 800 円に。特に東京都では昨年の改正は見送っており、実質「2 年間で 28 円増額」でしかないこと、理解すべきである。今のペースでは「全国平均 1000 円」となるには、まだ 10 年程度かかることが予想され、特に非正規労働者の待遇改善が現実的なものとならない。
- ②ランク A 地域と D 地域では 200 円の格差があるため、低い地域の最賃額では、生活費が大きく不足している現状もある。地域別最賃の制度を温存するなら、最低の地域を早期に、かつ大幅に増額する必要があり、そのためにも最も高いランク A の地域、特に東京都がさらに全体を引き上げる役割を担う必要がある。そのためにも、今年においても「全国一律増額」が良いのか、東京都の先見性を発揮すべきである。
- ③コロナ禍で、大企業と中小・零細企業の対応&体力差が明らかになっている。労働者への直接的な支援と共に、中小・零細企業への企業継続と雇用継続の支援策とともに、税制面での優遇措置を求めるものである。中小・零細企業の経営者に、安心して賃上げを実施できる環境を、東京都だからこそ推進すべきと訴えたい。

以上